

公立大学法人滋賀県立大学の非常勤役員等に係る業務災害補償規程

平成 1 8 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 13 号

(目的)

第 1 条 この規程は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）第 6 9 条第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学（以下「法人」という。）の非常勤の役員その他理事長が任命する委員の業務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する制度を定めることを目的とする。

(非常勤役員等)

第 2 条 この規程において「非常勤役員等」とは、次の各号に該当し、かつ、地公災法または労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けない者をいう。

- (1) 理事（非常勤の者に限る。）
- (2) 監事（非常勤の者に限る。）
- (3) 公立大学法人滋賀県立大学定款（以下「定款」という。）第 1 8 条第 2 項第 4 号に該当する委員（定款第 1 0 条第 5 項第 1 号により当該委員となる場合を含む。）
- (4) 定款第 2 2 条第 2 項第 6 号に該当する委員（定款第 1 0 条第 5 項第 2 号により当該委員となる場合を含む。）
- (5) その他理事長が定める者

(補償の実施)

第 3 条 法人は、この規程に定める補償の事由が生じた場合、補償を受けるべき非常勤役員等または遺族に対し、補償を行う。

2 理事長は、非常勤役員等について、業務または通勤により生じたと認定される災害が発生した場合に、補償を受けるべき非常勤役員等または遺族の請求に基づき、その災害が業務または通勤により生じたものであるかどうかを認定し、業務または通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

(死亡補償)

第 4 条 非常勤役員等が業務上死亡し、または通勤により死亡した場合においては、非常勤役員等の遺族に対して、別に定めるところにより、死亡補償金を支給する。

(後遺障害補償)

第 5 条 非常勤役員等が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、もしくは疾病にかかり、当該負傷または疾病が治ったとき障害が存する場合には、別に定めるところにより、後遺障害補償金を支給する。

(入院補償)

第 6 条 非常勤役員等が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、もしくは疾病にかかった場合において、入院したときには、別に定めるところにより、入院補償金を支給する。

(通院補償)

第 7 条 非常勤役員等が業務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、もしくは疾病にかかった場合において、通院したときには、別に定めるところにより、通院補償金を支給する。

(災害の通知)

第 8 条 非常勤役員等は、この規程に定める災害を被った場合には、速やかに災害日時、災害の発生状況および傷害の程度を書面により理事長に通知しなければならない。ただし、書面によりがたい場合は、この限りでない。

(書類の提出)

第 9 条 非常勤役員等が、この規程により補償を受けようとするときは、理事長が定める書類を速やかに理事長に提出しなければならない。

2 前条および第 1 項の場合において、非常勤役員等が死亡したときは、その遺族が行う。

(補則)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか、非常勤役員等の災害補償に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則
この規程は、平成18年4月1日から施行する。